

日薬業発第 110 号
令和 8 年 6 月 16 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 荻野 構一

令和 8 年度厚生労働省委託事業
「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」における
e-ラーニング研修の開催について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省医政局地域医療計画課より別添のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

令和 8 年度標記事業において、「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」（令和 8 年度相談員研修）が実施されることに関しましては、令和 8 年 6 月 16 日付け日薬業発第 108 号にてご案内のとおりです。

相談員研修につきましては、令和 6 年度まで、主に医療機関から医師を含む多職種が参加する「基本プログラム」と、主に在宅医療・介護従事者が参加する「在宅医療・介護従事者版」の 2 つに分かれて実施されていましたが、より施設間、職種間の視点の違い等を理解し、多職種で協働した意思決定支援の方法を学ぶ研修とするため、令和 7 年度から 2 つの研修を統合して実施されているところです。

今般の連絡は、令和 6 年度以前に指導者研修会を修了した者を対象に、統合した相談員研修会のプログラム内容について補完、知識の定着につなげる観点より、e-ラーニング研修を開催することに関するものです。

つきましては内容につきご了知の上、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

- 令和 8 年度厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」における e-ラーニング研修の実施について（令和 8 年 6 月 11 日付、厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）

事務連絡
令和8年6月11日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和8年度厚生労働省委託事業
「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」における
e-ラーニング研修の開催について

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度までの厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」における「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」（以下、相談員研修会）及び「本人の意向を尊重した意思決定のための指導者研修会」（以下、「指導者研修会」）では、主に医療機関からの医師を含む多職種が参加する「基本プログラム」と、主に在宅医療・介護従事者が参加する「在宅医療・介護従事者版」の2つに分かれ、どちらのプログラムにおいても相談員研修会及び指導者研修会を実施しておりました。

今般、より施設間、職種間の視点の違い等を理解し、多職種で協働した意思決定支援の方法を学ぶ研修とするため、令和7年度から2つのプログラムを統合して相談員研修会及び指導者研修会を実施しております。

この度、令和6年度以前の指導者研修会を修了した者を対象として、統合した相談員研修会のプログラム内容について補完、知識の定着につなげていただけるよう、e-ラーニング研修を開催いたします。

つきましては、貴会におかれては内容についてご了知のうえ、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 研修対象者

令和6年度以前の指導者研修会（基本プログラム/在宅医療・介護従事者版）を修了した者

※e-ラーニング研修修了後も、引き続き人生の最終段階における医療・ケアに携わる予定の者であることが望ましいです

なお、e-ラーニング研修を令和8年12月25日（金）までに修了した上で、今後、相談員研修会のプログラムに準拠した研修会（準拠研修）の講師/ファシリテーターとして、相談員の育成を担っていただける（意思のある）方は、優先的に令和8年度指導者研修会を受講いただけます。

2. 募集期間/応募方法

令和9年1月29日（金）まで

下記の応募フォームより必要な事項を入力してご応募ください。

URL：<https://forms.office.com/e/3qRrsrwQYv>



応募を受理した後、e-ラーニング研修申込み時に登録されたメールアドレス宛てに受講案内についてご連絡いたします。

※申込み後、3営業日を過ぎても連絡がない場合は、下記まで連絡してください

有限責任監査法人トーマツ 連絡先：mhlw_e.field@tohmatu.co.jp

※e-ラーニング研修の募集に人数制限はございません

※参加費は無料です

3. 研修期間

令和9年2月28日（日）まで

4. 修了要件

上記研修期間内に事後アンケートの回答を含むすべての内容を受講した者を本研修の修了者とする。

なお、研修期間までにすべての内容を受講できなかった者については、研修の修了を認めない。

5. 照会先

- ・ e-ラーニング研修の申請方法、受講方法等について
「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」本人の意向を尊重した意思決定のための研修会運営事務局（有限責任監査法人トーマツ社内）
E-Mail：mhlw_e.field@tohmatu.co.jp
- ・ e-ラーニング研修の制度について
厚生労働省医政局地域医療計画課外来・在宅医療対策室
電 話：03-5253-1111（2662/2521）
E-Mail：gairai-zaitaku@mhlw.go.jp

以上

令和8年度厚生労働省委託事業

人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業

本人の意向を尊重した意思決定のための研修会 e-ラーニング研修開催のご案内

参加
無料

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療・介護従事者等から適切な情報の提供と説明がなされた上で、本人が家族や医療・介護従事者等と話し合いを行い、本人の意向を尊重した意思決定に基づき、進めることが重要とされています。

本研修では、過年度の指導者研修会（基本プログラム／在宅医療・介護従事者版）を修了した方に対して、統合した相談員研修会のプログラム内容について補完、知識の定着につなげていただくことを目的としています。



e-ラーニング研修配信期間（予定）

令和8年6月11日（木）中～令和9年2月28日（日）

お申込みは随時受付中

申込み期限

令和9年1月29日（金）まで

※ お申込みから受講開始までは、数日かかる場合がございます。

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73541.html

受講対象者

令和6年度以前の指導者研修会（基本プログラム／在宅医療・介護従事者版）を修了した者

※ e-ラーニング研修修了後も引き続き、人生の最終段階における医療・ケアに携わる予定である者であることが望ましい。なお、e-ラーニング研修を修了した上で、今後、準拠研修の講師／ファシリテーターとして、相談員の育成を担っていただける（意思のある）方は、優先的に令和8年度指導者研修会を受講いただけます^注。

^注 今年度開催する指導者研修会の受講を希望される方は、令和8年12月25日（金）までにe-ラーニング研修を修了している必要があります。

お申込み方法

下記掲載のURLか、右記QRコードの参加申込フォームよりお申込みください。

<https://forms.office.com/e/3qRrsrwQYv>



お問い合わせ先

研修内容、研修申込み、パソコン操作に関するお問い合わせ

本人の意向を尊重した意思決定のための研修会運営事務局
（有限責任監査法人トーマツ社内）

✉ MAIL : mhlw_e.field@tohmatu.co.jp

※ご質問内容によっては、ご回答にお時間を頂戴する場合がございます。